

別表第4

廃止・変更届の必要書類一覧

変更事項 必要書類	名称	代表者	役員	本社 車庫 営業所 住所	住居 表示 (注1)	車両	事業の 廃止
処理業廃止・変更届出書 (産廃;法規則様式第11号) (特管;法規則様式第17号)	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照一覧表	○	○	○	○	○	○	
住民票、抄本(個人の場合) 原本を提出(注2)				○			
戸籍謄本(個人の場合) 原本を提出(注2)	○						
登記簿謄本の写し(法人の場合) 原本を提出(注2)	○	○	○	○			
車庫の変更の場合 車庫の登記簿謄本(注2) 車庫の使用権を証する書類(注3) 事業場等(事務所・駐車場)の付近 の見取図(別記様式第2号)				○			
新規車両の写真(注4) (別記様式第3号)						○	
新規車両の車検証の写し						○	
車両の使用権を証する書類(注5)						○	
誓約書(別記様式第5号)		○	○				
住民票(変更分のみ。注6)		△	○				
成年後見制度の登記をされていない ことの証明(変更分のみ。注6)		△	○				
許可証(注7)	○	○		○注8	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副各1部提出して下さい。(副本はコピーで可)。 ・ 郵送にて提出の場合は副本を返送しますので返信用封筒を同封して下さい。 <p>注1 住居表示変更の通知書の写しを添付して下さい。</p> <p>注2 原本を提出。あるいは原本を持参して下さい。</p> <p>注3 申請者と車庫の所有者が異なる場合(申請者が法人で、車庫所有者が社長およびその家族の場合なども含む)は車庫の使用承諾書か賃借契約書が必要となります。原本を持参して下さい。なお、原本を郵送するのも可能ですが、郵送事故等のトラブルに関して本市は責任を負いかねます。</p> <p>注4 産業廃棄物を運搬する車両の表示のステッカー等を写して下さい。</p> <p>注5 車両の使用者が申請者と異なる場合には、車両の使用承諾書か賃借契約書が必要となります。原本を持参して下さい。なお、原本を郵送するのも可能ですが、郵送事故等のトラブルに関して本市は責任を負いかねます。</p> <p>注6 今まで役員をしていた人が新しく代表者に昇格する場合は不要です。</p> <p>注7 許可証交付時に持参するのも可です。その場合は変更届に許可証の写しをつけて下さい。</p> <p>注8 車庫・営業所の変更の場合は不要です。</p>							